

外国投資家に対する市場アクセス制限分野、業種

(投資法61/2020/QH14のガイドラインを定める政令31/2021/ND-CPにおいて定められる)

A. 外国投資家が市場アクセスできない分野

1. 商事領域において国家が独占的に実施する物品、サービスの一覧に属する物品、サービスの事業。
2. あらゆる形式での報道、情報収集活動。
3. 海産物の捕獲及び開発。
4. 捜査及び安全保障の活動。
5. 司法鑑定サービス、執行・送達サービス、財産競売サービス、公証サービス、管財人のサービスからなる司法行政活動。
6. 契約に従って労働者を海外に派遣するサービス。
7. 墓地に付着した土地使用権を譲渡するために墓地を建設する投資。
8. 各世帯から直接に廃棄物を収集するサービス。
9. 一般大衆の意見を調査するサービス（世論調査）。
10. 発破、爆破サービス。
11. 武器、爆発物及びサポートツールの経営、生産。
12. 中古海船の輸入、解体。
13. 公共郵便サービス。
14. 物品の国境移転サービス。
15. 再輸出のための一時的な輸入サービス。
16. 外国投資家、外国資本を有する経済組織が輸出入、流通を扱えない物品の一覧に属する物品の輸出入、流通の実施。
17. 軍事組織での公共財産の収集、購入、処分。
18. 軍事物資、設備の生産；軍隊用の装備、武器、軍事及び公安用の設備、技術、機材、手段、特殊な部品、付属品及び設備、製造用技術の事業。
19. 工業所有代理サービス、知的所有に関する鑑定サービスの事業。
20. 海運航路、水域、公共航路及び海上ルートに標識を設置、運用、維持、保全するサービス；水域、公共航路及び海上ルートを研究して海運に関する通知を公開するサービス；水域、海港、航路及び海上ルートの調査、海図の作成及び開発；航路安全の資料、印刷物の作成及び開発。
21. 水域、公共航路及び海上ルートにおける航路安全確保調整サービス。
22. 運送手段（手段の体系、設備、一部を含む）の検定（検査及び試験）及び証明書発給サービス；運送中に危険物を内包する専用の手段、設備、コンテナ、設備につき、技術安全及び環境保護を検査して証明書を発給するサービス；海上の石油調査の手段、設備につき技術

安全及び環境保護を検査して証明書を発給するサービス；海上の石油の運送手段及び調査手段、設備、開発、運用において労働の安全が厳格に要求される機械、設備に対する労働安全技術検査サービス；漁船の検査サービス。

23. 天然森林の調査、評価及び開発サービス（木材及び希少な野生動物の狩猟、捕獲、植物、家畜及び農業で使用する微生物の遺伝子管理を含む）。
24. 農業農村開発省が審査、評価する前の新たな家畜の遺伝子の研究又は使用。
25. 旅行サービス事業。但し、海外からベトナムに来る外国人旅行客の旅行サービスは除く。

B. 外国投資家に対する条件付き市場アクセス分野

1. 録画を含めた文化的製品の生産及び流通。
2. テレビ番組や音楽、演劇、映画の作品の制作、配給、上映。
3. 放送、放映サービスの提供。
4. 保険；銀行；証券事業及び保険、銀行、証券事業に関連するその他のサービス。
5. 郵政、通信サービス。
6. 広告宣伝サービス。
7. 印刷サービス、出版発行サービス。
8. 測量、地図サービス。
9. 空中写真サービス。
10. 教育サービス。
11. 天然資源、石油、ガスの調査、開発及び加工。
12. 水力発電、海上風力発電、原子力発電。
13. 鉄道、空路、陸路、河川の水路、海路、パイプラインによる物品旅客運送。
14. 水産物の養殖。
15. 林業及び狩猟。
16. カジノ事業。
17. 警備サービス。
18. 河川の港、海港、空港の建設、運用及び管理。
19. 不動産事業。
20. 法的サービス。
21. 獣医サービス。
22. ベトナムで外国サービスを提供する者の物品売買活動及びそれと直接関連する活動。
23. 技術検査及び分析サービス。
24. 観光サービス。
25. 健康、社会的サービス。
26. スポーツ、娯楽サービス。

27. 製紙業。
28. 29席を超える運送手段の生産。
29. 伝統的な市場の開発及び運用。
30. 物品取引所の活動。
31. 国内におけるLCL貨物集荷場事業。
32. 会計検査、会計及び租税帳簿サービス。
33. 株式化するための企業の価格鑑定、価値確定の諮問のサービス。
34. 農業、林業、漁業に関連するサービス。
35. 飛行機の生産、製造。
36. 機関車、鉄道車両の生産、製造。
37. タバコ、タバコの原料、タバコ専用の機械、設備の生産、事業。
38. 出版社の活動。
39. 海船の製造、改造。
40. 廃棄物収集サービス、環境観測サービス。
41. 商事仲裁、商事調停サービス。
42. ロジスティックスサービス事業。
43. 海の沿岸輸送。
44. 希少植物の栽培、生産又は加工、希少野生動物の繁殖、及びこれらの動植物（生きている動物及びその製品を含む）の加工、処分。
45. 建築資材の生産。
46. 建設及び関連する技術サービス。
47. オートバイ製造。
48. スポーツ、美術、舞台芸術、ファッションショー、美人・モデルコンテスト及びその他レクリエーション活動に関連するサービス。
49. 航空運送支援サービス；空港における地上の技術サービス；飛行機上での機内食提供サービス；飛行ルート検査サービス、航空気象サービス。
50. 海船代理サービス、海船曳航サービス。
51. 文化遺産、著作権及び関連する権利、写真撮影、録画、録音、芸術展、祭礼、図書館、博物館に関連するサービス。
52. 観光促進、宣伝に関連するサービス。
53. 芸術家、スポーツ選手の採用、予約、管理の代理サービス。
54. 家庭に関連するサービス。
55. 電子商業活動。
56. 墓地事業、墓地及び埋葬サービス。
57. 飛行機で種子を蒔く、化学薬品を噴霧するサービス。
58. 海上運送ナビゲーターサービス。

59. 国会、国会常務委員会、政府、政府首相の試験的制度に従った投資分野、業種。

出典：国際協力機構（JICA）

https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_31_2021_ND-CP.pdf